

承認第1号

第2回石垣市小学校利用可能教室等活用指針委員会 議事録

日 時 平成29年12月20日(水) 午後2時～

場 所 石垣市福祉センター 1階会議室

出席者 宮良永秀(石垣市小中学校校長会会長)
天久朝市(石垣市教育委員会総務課長)
入嵩西義晴(石垣市教育委員会学校教育課長)
伊盛加寿美(石垣市福祉部児童家庭課長)

欠席 大濱民江(石垣市社会教育委員議長)

欠席 入嵩西覚(石垣市教育委員会学務課長)

事務局 砂川 栄秀(石垣市教育委員会いきいき学び課長)
武松 宏明(石垣市教育委員会いきいき学び課長補佐)
井上 堅
喜久本 利恵
真謝 悦子
村山 蘭

発 言 者	発 言 内 容
進行	<p>みなさんこんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。</p> <p>本日は大濱民江委員長、入嵩西覚委員が所用の為欠席となっておりますのでご報告いたします。</p> <p>但し、本会設置要綱第5条第2項により、委員会は3分の2以上の出席で開催となっておりますので、これより開会いたします。</p> <p>それでは、天久副委員長よりご挨拶を賜りたいと思います。</p>
副委員長	<p>……副委員長 あいさつ……</p>
副委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>早速、石垣市小学校利用可能教室等活用指針策定委員会設置要綱第4条第3項に副委員長は委員長が欠けたときには会務を代理すると規定されていますので、審議については、副委員長にお願いいたします。</p>
副委員長	<p>それでは、これより、議事日程に入ります。</p> <p>議事の進め方は、事務局より説明のあと、委員の質疑、確認、提言等を受けていきますので、よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、「承認第1号、第1回委員会議事録の承認」について事務局よりご説明をお願いします。</p>
事務局	<p>……事務局説明……</p> <p>11月28日(月)に開催いたしました第1回策定委員会を事前に配布させていただきました。議事録について修正や訂正等ございましたらこの場にてよろしくお願い致します。また、本日承認を頂きましたら、いきいき学び課のホームページにて公開したいと思います。</p>
副委員長	<p>ありがとうございます。事務局の第1回策定委員会の議事録の提示について修正等がありましたら、挙手にてお願い致します。</p>
委員	<p>5ページの私の発言「目的の箇所や～提供しやすい。」までの一文中の「学校側が～それが」まで削除していただいた方が発言内容が伝わりやすい。</p>
委員	<p>同ページ「伊盛委員長」の「長」を削除お願いします。</p>
副委員長	<p>他にありませんか。他に質疑がないようですので、今回委員よりご指摘のあった箇所の修正をお願いします。その内容を反映した上で、議事録の内容を承認としてよろしいでしょうか。</p> <p>……異議なし声……</p>

副委員長	議事録は承認されましたので、事務局は、情報公開関係規則に従い情報公開をお願いします。それでは次の議事審議に入ります。 審議1号石垣市小学校放課後利用可能教室等活用指針(案)についてご説明をお願いします。
事務局	……事務局説明……
副委員長	事務局より指針の前半部分について説明がありました。 事前に加除修正を事務局の方へご提出いただいた委員の皆様ありがとうございます。加除修正も含め「はじめに～Ⅲ2の定義」までの承認を行っていきたいと思います。ではまず、目次についてこのとおりでよろしいですか。
委員	Ⅲ放課後利用可能教室等活用指針の4項に、第4号学校職員の関わりを入れたらどうか。
副委員長	それは、前回追加した内容を反映させるということですね
委員	はいそうです
	……委員賛同……
副委員長	次に、はじめにの内容についてはいかがでしょうか。
委員	句読点等、細かなところもここで修正するのですか。
委員	句読点など細かい箇所の訂正は事務局に一任して、内容の修正を進めた方が良いのではないかと。
事務局	気付いたことがあれば事務局へご報告下さい。
副委員長	それでは概ねこの内容でよろしいですね。
	……異議なし声……
副委員長	続いて、Ⅰ放課後利用可能教室等活用指針策定の目的についてです。 赤字で追加されている部分についてもご確認ください。
事務局	赤部分は前回の指摘を修正し、子どもの居場所ニーズについても分かりやすく、アンケート結果も細かく記載しております。
副委員長	事務局から説明があったように前回からの修正等についてはこのような内容でよろしいでしょうか？

…異議なし声…

副委員長

続いて、Ⅱ本市の現状1.2.3.について表や図など直したところがありますか？

事務局

前回指摘のあったグラフのH22・H25の人数修正をしてあります。

副委員長

「人」と「名」はどちらかに統一してはどうか。

事務局

「人」に統一します。

副委員長

では、グラフの「名」については「人」に修正するという事でよろしくおねがいします。その他ございますか？

委員

12ページ表「○放課後児童クラブ」について、野底が夏休みのみランチルームを利用して活動している現状があるが、こちらに反映させるべきかなと考えます。

事務局

それは、今年だけですか。去年もですか。

委員

はい。常時ではなく、長期休み時のみ利用のためここに記載して良いものなのか。

事務局

「放課後」と明記されてはいるが、学校に支障がないように、子供達の居場所として学校施設を利用している。実績としては記載する方向で良いのでは。

委員

では、「ゆいまーる学童クラブ」の下に記載する方向でよろしいですか。

委員

「放課後」と「夏季休業中」では意味合いが違う。そのあたり誤解がないよう説明をいれるべきではないか。

委員

「Ⅱ-2放課後等の活用状況」というみだしからは夏期も含まれるのではないか。放課後等の「等」を入れるのか入れないのかにより意味合いは変わってくる。あえて、土日休業中に利用している事を記載する必要があるか、ないかによりみだしの標記も変わるのではないか。

事務局

「等」を取るということですか。

委員

取るというわけではなく、逆に「等」を記載し夏季休業中等の利用、活動の実態を載せる事もできるのでは。

事務局

○冠鷲…○放課後…のように、表を増やし「○休業中利用状況」のように休業中や期間限定で利用している所を別記することで放課後児童クラブとの使い方の違いが分かりやすくなるのでは。

委員	そのような形でお願いします。
副委員長	では、記載場所は事務局におまかせしてよろしいでしょうか。 …異議なし声…
副委員長	続いて、放課後利用可能教室等活用指針の概要
事務局	前回指摘部分の【基本的考え方】について文言を加え、修正しております。
副委員長	前回の指摘部分を反映させたということですね。
事務局	そうです。
副委員長	概要についてはよろしいですか。 …異議なし声…
事務局	では次に、Ⅲ放課後利用可能教室等活用指針1指針の基本的な考え方について Ⅲ-2定義の中に「原則として」を記載し、 ■放課後～■既存教室等入れ替えて修正しております。
委員	1-(1)適用範囲について、「適用外」と「適用」は上下逆ではないか。あえて「適用外」を上に記載しているのですか。
副委員長	何か理由があるのですか。
事務局	考え方としては、この指針が策定された場合に何が重要視されるかです。学校現場の学校長意向や先生方のことを、行政側が重要視しなくてはいけない。施設で使わせてはいけない教室を先に明確にしている。指針のどこを主に見ていくのかということを考えてこのような記載にしている。使わせる側の書き方をしている。
副委員長	意図があつての記載方法ですのでこのままでよろしいのではないかと。 …異議なし声…
事務局	続いて、Ⅲ2放課後利用可能教室等の定義について 2- ■既存教室等のア)特別支援教室とイ)特別支援は重複しているのではないかと。 教室の種類は最新の登野城小学校の設計図に基づいて作成していますので、ア)とイ)は意味合いが違ってくるのではないのでしょうか。詳細の確認いたします。

副委員長	<p>指針の前半部分の「はじめに～Ⅲ放課後利用可能教室等活用指針2」まで事務局の提案でよろしいでしょうか。</p> <p>……異議なし声……</p> <p>指針前半部分については承認されました。続きまして、後半部分Ⅲ3以降について、事務局より説明をお願いします。</p>
委員	<p>その前に文言で「使用」「利用」「活用」と頻繁に出てくるが、事務局はどのように使い分けているのか。</p>
事務局	<p>その時の文面からより良いものを選んで使っている。特に使い分けはしていない。</p>
委員	<p>「使用」は一般的に使う時に内外を問わず「使用許可」等に使う、「利用」は外部の人が使う時に使う、「活用」はまた意味合いが違ってくるのではないか。</p>
副委員長	<p>今回は利用可能教室～なのでその点では「利用」、「活用」、「使用」は統一したらどうか。</p>
事務局	<p>放課後教室等、外部が使う「利用」という点ではその通りです。</p>
副委員長	<p>「利用」と「活用」の文言に統一してみてもどうか。「使用」は「活用」という言葉で代用できるのではないか。</p>
委員	<p>条例などで「使用許可」や「使用料」「使用に関する」等出てくるが説明できるのか。</p>
事務局	<p>この「使用」「利用」「活用」の文言を抽出して確認しながら、使い分けができるよう精査していきたい。</p>
副委員長	<p>この件については次回までにまとめて頂く形でよろしいでしょうか。</p> <p>…委員賛同…</p>
副委員長	<p>指針の前半部分については承認されました。続きまして、後半部分Ⅲ3について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>……事務局説明……</p>
副委員長	<p>ありがとうございます。ただいま事務局より後半部分について説明がありましたが、質疑、ご提言が有る方は、挙手にてお願いします。</p>
委員	<p>伊盛委員。放課後児童クラブと学童クラブはどちらですか。15ページ②学童クラブとあるがどちらが正しいですか。</p>

事務局	事業名称は児童クラブですよね。
委員	はいそうです。
事務局	石垣市では学童クラブという名称で運営している関係上学童クラブが定着している。記載方法は児童(学童)クラブとしてはどうか。
委員	そうですね。 石垣市では学童クラブという名称が多いが、事業としては児童クラブです。
副委員長	15ページの学童クラブは「児童(学童)クラブ」に改めて頂くということではよろしいですか。 ・・・異議なし声・・・
副委員長	ほかに赤字で今回修正された部分についても質疑等ございませんか。
委員	最後の16ページの統括コーディネーターという名称について、前述はありません。
事務局	概要の部分の図にあります。前回からの修正部分として文言を付け加えております。
委員	これだけでは説明不足ではないか、どういう立場の人なのか。別枠で説明を設けたらどうですか。
委員	「統括コーディネーターとは」のような。
事務局	先ほどの「使用」「利用」「活用」等、分かりづらい文言に関しては別枠にて説明を設け、統括コーディネーターも含めて定義的な整理を次回までに作っていきたいと思います。
委員	文言説明のようなものですね。
副委員長	他にはございませんか。
事務局	事務局からの補足ですが、15ページ4第1号「学校内の安全確保」についてですが、4行5行で簡潔にまとめておりますが、事務局で安全管理マニュアルを作成中です。これをもとに、各地域、学校との連携のとれるマニュアルに直して頂き、実際に利用する団体が安全管理できるようにしていきたい。これにより、学校側が考える安全確保との連携も図れるのではと考えます。
委員	放課後学校内において空教室等を使い他団体が活動するには「(1)学校内の安全確保」はとても重要な事です。
事務局	マニュアルには具体的な連絡体制等、各団体が責任を持って対処できるよう作成中です。

委員	放課後の子供達の安全確保ができるという点においても大変期待しています。
事務局	マニュアル完成後には学校側にも確認して頂き、助言して頂き仕上げていきたい。
委員	4活用にあって配慮すべき点の(1)～(3)今回さらに(4)が示された事は大変大事な事です。
副委員長	14ページの3活用団体等の範囲「①放課後子ども教室」中、〇〇〇〇プロジェクトは何ですか。
事務局	冠鷲プロジェクトから放課後子ども教室に移行し発展して新たなプロジェクトとして実施しようという方向ではあるが、まだ確定してはいない。 この青少年支援という考え方のプロジェクト内に放課後総合プランがある。 次回までには形にできるようにしたい。できなければ見送る。
副委員長	これ以外他にございますか。よろしいでしょうか。 ・・・委員異議なし・・・
	市小学校放課後利用可能教室等活用指針(案)の修正をし、次回委員会で提示をお願いします。 それでは、議事が全て終了いたしましたので、進行を事務局へ戻します。
事務局	活発なご意見ありがとうございました。事務局より事務連絡とお願いがあります。本日の資料については、石垣市情報公開条例及び石垣市情報公開条例施行規則に基づき、公表していきたいと思えます。但し、議事録については、各委員の確認を得て行いたいと考えておりますので、後日議事録を送付し確認後に公開していきますので宜しくお願いします。 次回委員会は平成30年1月23日(火)午後2時開催を予定しております。が、ご都合が悪い場合は1月15日月曜日までに、事務局までご連絡をお願いします。 第3回策定委員会では、本日ご提言いただいた箇所を修正し、最終(案)をまとめたいと思えます。 それでは、これもちまして第2回石垣市小学校利用可能教室等活用指針策定委員会を終了いたします。ありがとうございました。